

新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向け支援策の一覧

令和2年9月1日
山形県産業労働部

区分	項目	事業名	支援内容	窓口
事業の継続 (事業の継続)	事業の継続全般について相談したい	新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口【県】	新型コロナウイルスの影響により資金繰りや雇用の維持など課題や悩みを抱える事業者のための相談窓口を県内4か所に設置 〔村山地域〕☎023-621-8439 〔最上地域〕☎0233-29-1306 〔置賜地域〕☎0238-26-6097・6045 〔庄内地域〕☎0235-66-5494	新型コロナウイルス関連事業継続相談窓口(各総合支庁地域産業経済課内)
	売上が前年同月に比べて半減	持続化給付金【国】	売上(前年同月比)が50%以上減少している事業者に対して給付金を支給(昨年1年間の売上からの減少分を支給) 〔給付額〕 中小法人等:上限200万円 個人事業者等:上限100万円 ※5月1日から受付開始(原則電子申請) 申請サポート会場(要事前予約):県内6か所	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 〔IP電話専用回線〕 ☎03-6831-0613
	家賃に対する支援	家賃支援給付金【国】	売上(前年同月比)が50%以上減少または、連続する3か月の合計で30%以上減少しており、事業のための土地・建物の賃料を支払っている事業者に対して、給付金を支給 〔給付額〕 中小法人等:上限600万円 個人事業者等:上限300万円	家賃支援給付金コールセンター相談ダイヤル ☎0120-653-930
	事業の引継ぎをして事業を続けたい	事業承継・雇用継続奨励金【県】	県外からの移住によって事業を引き継ぐ者、法人の事業を引き継ぐ者に対して奨励金を給付 〔給付額〕 個人の場合50万円、法人の場合100万円を市町村と連携して支給	県中小企業振興課 ☎023-630-2354
	休業しても従業員の雇用を守りたい	雇用調整助成金【国】(特例措置:4月~12月末まで延長予定)	休業等により労働者の雇用を維持した場合、休業手当等の一部を助成。対象労働者1人1日当たり15,000円が上限。 〔助成率〕中小企業2/3→4/5、大企業1/2→2/3。解雇等を行わない場合は、中小企業10/10、大企業3/4 ※非正規雇用労働者など雇用保険被保険者でない者も対象	県内各ハローワーク 山形労働局職業対策課 ☎023-626-6101 厚生労働省雇用調整助成金等コールセンター ☎0120-60-3999
		山形県雇用調整助成金(県単上乗せ)【県】	県内の中小・小規模事業者に対して国の雇用調整助成金に上乗せ ※国の雇用調整助成金の助成率が4/5の場合に、県単独で1/20を上乗せ	県雇用対策課 ☎023-630-2377,2711
		雇用調整助成金の申請サポート【県】	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇用調整助成金活用事業者向け山形県相談窓口の開設、無料相談会の開催。 雇用調整助成金の申請手続きについて、社会保険労務士が電話などで指導・助言。併せて、対面式の相談会も随時開催。	県相談窓口(県社会保険労務士会内) ☎023-631-2959
		山形県雇用調整助成金申請代行補助金【県】	雇用調整助成金の申請代行に係る社会保険労務士等へ支払う手数料に対し、市町村が事業者へ補助金を支給する場合、県が市町村にその1/2(上限20万円)を間接補助	県雇用対策課 ☎023-630-2377
	コロナの影響で私が休業	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金【国】	新型コロナの影響で休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方に対して、当該労働者の申請により、支援金・給付金を支給。 〔助成額〕 休業前の平均賃金の80%(1日当たり11,000円が上限)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	子どもの世話で従業員が休業	小学校休業等対応助成金【国】	学校の臨時休業などに伴い子どもの世話が必要となった労働者に対し、特別休暇(年次有給休暇でない有給休暇)を取得させた事業者に対して助成金を支給 〔助成額〕 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 1人1日当たり15,000円が上限	厚生労働省雇用調整助成金等コールセンター ☎0120-60-3999 山形労働局雇用環境・均等室 ☎023-624-8228
子どもの世話で私が休業	小学校休業等対応支援金【国】	学校の臨時休業などに伴い子どもの世話が必要となり契約した仕事ができなくなった個人事業者又はフリーランスに対して、支援金を支給 〔助成額〕 1日当たり7,500円(定額)		
資金繰りのため融資を受けたい	山形県商工業振興資金【県】	○地域経済変動対策資金 売上高の減少:貸付上限5千万円、償還10年(据置2年)以内、年利1.6%、保証料ゼロ ○新型コロナウイルス感染症対応資金 売上高▲5%以上等(個人事業主)又は▲15%以上等(中小企業、小規模事業者):貸付上限4千万円、償還10年(据置5年)以内、無利子(3年間)、保証料ゼロ ※民間金融機関の信用保証付き既往債務の借換も可能	県特別金融相談窓口(県中小企業振興課) ☎023-630-2359 県内各取扱金融機関	
	日本政策金融公庫の融資【国】	○特別貸付(中小事業):貸付上限6億円、償還(運転)15年(据置5年)以内*、利子当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別貸付(国民事業):貸付上限8千万円、償還(運転)15年(据置5年)以内*、利子当初3年間0.46%、4年目以降1.36% ○特別利子補給制度(上記、特別貸付の利子をキャッシュバックにより実質無利子化) 個人事業主(小規模)の場合と、売上高▲15%(小規模事業者(法人))、▲20%(中小企業者)以上の場合: 実質無利子(3年間)、補給対象上限(国民事業4千万円、中小事業2億円) ※設備資金も融資対象(償還20年(据置5年)以内)	日本政策金融公庫各支店相談ダイヤル ☎0120-154-505	
	商工中金の融資【国】	○危機対応融資:貸付上限6億円、償還(運転)15年(据置5年)以内*、金利当初3年間0.21%、4年目以降1.11% ○特別利子補給制度(上記、危機対応融資の利子をキャッシュバックにより実質無利子化) ※上記日本政策金融公庫(中小事業)の記載と同様 ※設備資金も融資対象(償還20年(据置5年)以内)	商工中金各支店相談窓口 ☎0120-542-711	
	資本の増強による事業再生や基盤強化を図りたい	資本金劣後ローン(日本政策金融公庫及び商工中金等)【国】《8月3日から制度開始》	○資本金劣後ローン:長期間元本返済が無く、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金劣後ローン(中小事業):貸付上限7.2億円 償還5年1か月,10年,20年(期限一括償還) 利子当初3年間0.5% 4年目以降は業績で変動(国民事業):貸付上限7200万円 償還5年1か月,10年,20年(期限一括償還) 利子当初3年間1.05% 4年目以降は業績で変動	中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183

(注)この資料は、各種給付金や融資制度を一覧形式でまとめたものです。詳しい情報は窓口やHPでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する事業者向け支援策の一覧

令和2年9月1日
山形県産業労働部

区分	項目	事業名	支援内容	窓口																					
新・生活様式への対応	新型コロナ対策として ・テレワーク環境を整備したい ・感染防止対策に取り組みながら事業を進めたい	中小企業生産性革命推進事業(もの補助・持続化補助・IT導入補助)【国】	新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資や小規模事業者が経営計画を作成し取組む販路開拓等を支援 ①ものづくり補助金【特別枠】補助上限:1,000万円 補助率:2/3~3/4 6/10から受付開始 ※通常枠もあり ②持続化補助金【特別枠】補助上限:100万円 補助率:2/3~3/4 5/1から受付開始 ※通常枠もあり ③IT導入補助金【特別枠】補助上限:30~450万円 補助率:2/3~3/4 5/11から受付開始 ※通常枠もあり	①ものづくり補助金事務局 ☎050-8880-4053 ②県商工会連合会 ☎050-3540-7211 ③サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-424 [IP電話専用回線] ☎042-303-9749																					
		新・生活様式対応支援事業【県・市町村】	中小企業・小規模事業者等が、新・生活様式に対応する店舗の改修やパーテーション等の設備を導入する経費を支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①ガイドライン対応型</th> <th>②中小企業支援型 ※7/22まで受付</th> <th>③小規模事業者支援型 ※7/22まで受付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>全事業者(大企業等を除く)</td> <td>中小企業</td> <td>小規模事業者</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>10/10</td> <td>3/4</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>補助額[事業費]</td> <td>上限20万円</td> <td>90~450万円 [120~600万円]</td> <td>30~60万円 [40~80万円]</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td> 感染防止対策に係る経費 ※4月7日(政府の緊急事態宣言の発令日)まで遡及可能 例)対面箇所へのアクリル板、換気装置、出入口のくつ消毒マット等の設置、マスク・消毒液の購入 等 </td> <td colspan="2"> 感染防止対策に係る経費 ※4月7日(政府の緊急事態宣言の発令日)まで遡及可能 例)店舗改装、パーテーションや換気設備、キャッシュレス機器等の導入、テイクアウトやデリバリーの広告宣伝、検温器の購入、マスク・消毒液の購入 等 </td> </tr> </tbody> </table>		①ガイドライン対応型	②中小企業支援型 ※7/22まで受付	③小規模事業者支援型 ※7/22まで受付	対象者	全事業者(大企業等を除く)	中小企業	小規模事業者	補助率	10/10	3/4	3/4	補助額[事業費]	上限20万円	90~450万円 [120~600万円]	30~60万円 [40~80万円]	対象経費	感染防止対策に係る経費 ※4月7日(政府の緊急事態宣言の発令日)まで遡及可能 例)対面箇所へのアクリル板、換気装置、出入口のくつ消毒マット等の設置、マスク・消毒液の購入 等	感染防止対策に係る経費 ※4月7日(政府の緊急事態宣言の発令日)まで遡及可能 例)店舗改装、パーテーションや換気設備、キャッシュレス機器等の導入、テイクアウトやデリバリーの広告宣伝、検温器の購入、マスク・消毒液の購入 等		①各市町村 商工担当課 (県中小企業振興課 ☎023-630-2393) ②③県中小企業振興課 ☎023-630-2393
			①ガイドライン対応型	②中小企業支援型 ※7/22まで受付	③小規模事業者支援型 ※7/22まで受付																				
		対象者	全事業者(大企業等を除く)	中小企業	小規模事業者																				
補助率	10/10	3/4	3/4																						
補助額[事業費]	上限20万円	90~450万円 [120~600万円]	30~60万円 [40~80万円]																						
対象経費	感染防止対策に係る経費 ※4月7日(政府の緊急事態宣言の発令日)まで遡及可能 例)対面箇所へのアクリル板、換気装置、出入口のくつ消毒マット等の設置、マスク・消毒液の購入 等	感染防止対策に係る経費 ※4月7日(政府の緊急事態宣言の発令日)まで遡及可能 例)店舗改装、パーテーションや換気設備、キャッシュレス機器等の導入、テイクアウトやデリバリーの広告宣伝、検温器の購入、マスク・消毒液の購入 等																							
「新・生活様式」CO2削減推進事業費補助金【県】	マスク着用やこまめな換気の実践により増加が予想されるエネルギー使用量の削減に取り組む事業者に対し、エアコンの更新や窓の高断熱化等に係る費用を支援 [助成額] 対象経費の1/3(上限100万円)を補助 [対象者] 省エネ診断を受診(受診予約も可)した県内中小事業者	県環境企画課 ☎023-630-2921																							
オンライン化促進支援事業【県・市町村】	中小企業・小規模事業者等が、在宅勤務やWeb商談会等を行うための、職場のテレワーク環境整備を支援 [助成額] 対象経費の2/3(上限100万円)を県と市町村で補助 [対象経費] 機器等購入費(パソコン、タブレット等)、ソフトウェア購入費、委託費(ネットワーク構築等)、賃借料(機器等のリース)、使用料(クラウドサービス利用料) ※各市町村で実施内容等が異なる場合がありますので、詳細は各市町村商工担当課へお問合せください	各市町村 商工担当課 (県中小企業振興課 ☎023-630-2393)																							

区分	項目	内容	窓口
税制面など	納税の猶予(R2年度※)	収入が減少(前年同期比20%以上)し、一時の納付が困難な事業者からの申請に基づき、無担保・延滞税(延滞金)なしで最長1年間納税を猶予(法人関係税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税を対象) ※令和2年2月から令和3年1月までの納期限分	国税 ……各税務署 県税 ……総合支庁税務担当課 市町村税 ……各市町村税務担当課
	固定資産税・都市計画税の軽減(R3年度)	中小事業者が負担する事業用設備や建物等の令和3年度の固定資産税及び都市計画税について、売上減少に応じ軽減(売上減少30%以上→1/2に軽減、売上減少50%以上→全額軽減)	各市町村税務担当課
	欠損金の繰戻還付の拡充	前年度に納付した法人税の一部の還付を受けられる欠損金の繰戻還付制度の対象の拡大 [対象の変更点] 資本金1億円以下の中小企業 → 資本金10億円以下の企業まで拡大	各税務署
	社会保険料の納付の猶予等	社会保険料…①健康保険、②国民健康保険、③厚生年金 厚生年金保険料等に関する納付の猶予等、国民健康保険の保険料徴収猶予等	各年金事務所
	公共料金の支払いの猶予等	公共料金…①上水道・下水道、②NHK、③電気、④ガス、⑤固定電話・携帯電話 支払い猶予や供給停止の猶予などの柔軟な対応を行うよう、政府が関係事業者へ要請中	上水道・下水道、NHK、電気、ガス、固定電話・携帯電話 各事業者

(注)この資料は、各種給付金や融資制度を一覧形式でまとめたものです。詳しい情報は窓口やHPでご確認ください。